

## 五戸町農産物直売等拠点施設名称募集要項

### 1. 名称募集の目的

令和8年度の開館・開業に向けて整備を進めている五戸町農産物直売等拠点施設（以下、「拠点施設」といいます。）は、農産物の直売機能を始め、飲食機能、テナント機能、情報発信、キッズスペース等乳幼児設備及び公園機能を整備することで、五戸町の地方創生の拠点として、子どもから高齢者までの誰もが気軽に訪れるような施設を目指しています。

今後、この施設が地域産業及び経済活性化の拠点としてはもちろんのこと、利用者の憩いの場所として、誇りと愛着を感じることでできる施設であるとともに、長く親しみを持って利用される施設となることを願い、当該施設の名称を募集します。

### 2. 応募資格

どなたでも応募可能です。

### 3. 募集期間

令和6年9月12日（木）～10月18日（金）

### 4. 名称の基準

- (1) 施設のコネプト、機能、特徴などを踏まえたものであること
- (2) 覚えやすく、親しみやすいものであること
- (3) 応募者の創作による未発表のものであること
- (4) 第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないものであること
- (5) 公序良俗に反しないものであること

### 5. 応募条件

- (1) 採用された名称の著作権・商標権その他一切の権利は五戸町に帰属するものとしてします。
- (2) 応募は1人1点までとします。
- (3) 名称は、広報活動等で広く使用するものとします。
- (4) 原則として応募のあった名称の中から採用しますが、町の判断等により、必要に応じて応募された名称を修正する場合があります。
- (5) 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (6) 必要事項の記載がない場合は応募を無効とします。
- (7) 応募に際し提出された個人情報には名称募集に係る業務に限って使用します。
- (8) 採用となった名称の作者については、氏名を公表します。
- (9) 施設の開館・開業までに行われるセレモニーへ参加していただきます。
- (10) 採用決定後に第三者の権利侵害などの事実が判明した場合、または第三者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合は、採用を取消しする可能性があります。

## 6. 選定方法

- (1) 拠点施設名称予備選定委員会の絞込み審査によって、より施設の名称にふさわしいと思われる名称を応募作品の中から選定します。
- (2) 絞り込み審査で選定された応募作品について、アンケートを行います。
- (3) アンケート集計の結果、原則として最も回答数の多い応募作品を施設名称として採用します。

## 7. 選定結果の発表

- (1) 採用された名称の作者に通知したうえで、町ホームページ等で発表します。
- (2) 採用された名称の作者に記念品等を贈呈します。

## 8. 名称デザイン

採用となった名称を用いた名称デザインの作成を予定しています。

そのデザインは拠点施設のイメージなどの要素を考慮し決定することから、作者本人のイメージと異なる可能性があります。

## 9. 名称応募方法

五戸町電子申請受付システム、メール、FAX、郵便等により、以下の項目を記載し応募してください。

- (1) 名称
- (2) 名称に込めた思い（意味、理由及び願いなど）
- (3) 応募者氏名
- (4) 年齢
- (5) 住所
- (6) 連絡先
- (7) 応募者が18歳未満の場合、保護者氏名

五戸町電子申請受付システム：

[https://apply.e-tumo.jp/town-gonohe-aomori-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=13906](https://apply.e-tumo.jp/town-gonohe-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13906)

メール：[seisaku@town.gonohe.aomori.jp](mailto:seisaku@town.gonohe.aomori.jp)

FAX：0178-62-6317

郵便：〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21番地1 五戸町役場内  
五戸町農産物直売等拠点施設整備事務局 行

## 10. 選定スケジュール（予定）

- (1) 施設名称の募集 令和6年9月12日～10月18日
- (2) 絞り込み審査 令和6年10月21日
- (3) アンケート 令和6年10月24日～11月28日
- (4) 名称決定・公表 令和6年11月29日

## 11. その他

- (1) 同一名称が複数応募された場合は、抽選により絞込み審査対象作品及び対象者を決定します。
- (2) 応募に際し、質問等がある場合には 12. 問合せ先にご連絡ください。

## 12. 問合せ先

五戸町役場 総合政策課 政策調整室

〒039-1513 五戸町字古館 21 番地 1

電話:0178-62-7974 (直通)

メール: [seisaku@town.gonohe.aomori.jp](mailto:seisaku@town.gonohe.aomori.jp)

# 名称応募様式（任意様式）

五戸町農産物直売等拠点施設整備事務局 宛

申請日：令和 年 月 日

応募する名称	
名称に込めた思い (意味、理由及び願いなど)	
応募者氏名	
年 齢	
住 所	
連 絡 先	
保護者氏名 (応募者が18歳未満の場合)	

応募に際し提出された個人情報 は 名称募集に係る業務に限って使用します。

# 施設イメージ資料

- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・外観パース
- ・内観パース